

2015/11/20

船橋市長 松戸 徹 様

千葉・茨城公団住宅自治会協議会  
船橋ブロック(7団地)  
前原団地自治会  
高根台団地自治会  
習志野台団地自治会  
若松2丁目自治会  
芝山団地自治会  
金杉台団地自治会  
行田団地自治会  
代表 藤田 和敏  
(習志野台団地自治会 会長)  
船橋市習志野台 3-5 団地集会所内  
047-465-7565

都市再生機構管理賃貸住宅を、公共住宅として存続させ、  
居住の安定等を求める要望書送付のお願い

日頃の市政に対するご尽力に敬意を表します。

いま、私たちが居住している独立行政法人 都市再生機構が管理している賃貸住宅（旧、公団住宅）居住者は、高齢化を迎え収入減少にも見舞われています。

三年ごとに、全国公団住宅自治会協議会が行っている「団地のくらしと住まいアンケート」（船橋ブロック加盟自治会。「空き家」を含む総戸数9,277戸。回収率38.95%）でも、世帯主の年齢が65歳以上の方が68.9%となっており、世帯の収入源が「年金のみ」世帯が46%、年収200万円以下の世帯比率が48.6%となり、半数近くの世帯が「公営住宅階層」に属していることが明らかになっています。

政府は、このような実態を無視して、平成25年(2013年)12月24日の「閣議決定」で、「継続家賃は2015年度中に、引き上げ幅の拡大等の家賃改定ルールの見直し」を行う、ことなどをきめたのです。

このまま、独立行政法人都市再生機構の管理する賃貸住宅の家賃が引き上げられれば、この階層の居住者は、住居を失うことになりかねません。

都市再生機構管理の住宅は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）でも位置づけられていますが、繰り返される家賃の値上げで、すみ続け

られない居住者が出ているにもかかわらず、都市再生機構法第25条第4項の「減免規定」が適用されている住居は、70万戸を超える都市再生機構管理の賃貸住宅の中に「1戸も無い」のです。

ご存知のとおり、船橋市内には昭和35年に前原団地（再開発後『アルビス前原』と改称）が建設されて以来、団地が次々に建設され、市の住宅政策の大きな柱としての役割を担ってきました。

船橋市では、都市再生機構管理の住宅を船橋市が借り上げ、「市営住宅として運用する」という施策もとられていますが、戸数が足りなくて生活保護世帯が住みなれた団地から移転しなければならない事態も起きています。

そのような危機的な状況を改善するため、市長におかれましては下記の事項を盛り込んだ要望書を、関係各機関に提出していただきたくお願いします。

記

都市再生機構が管理している賃貸住宅について、居住者の継続居住を保障するために、

- 1、家賃値上げではなく、住居費負担が生活を圧迫しないような家賃制度を確立すること。
- 2、住宅セーフティネット法の受け皿としての機能を充実させること。
- 3、居住を不安定にする「定期借家制度」を導入しないこと。